

第41回全国特別支援学校知的障害教育校長研究大会
東北（山形）大会・東北地区研究協議会

学習指導要領等の改訂に基づく 特別支援教育の推進

平成30年8月3日（金曜日）



文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
特別支援教育調査官 中村大介

学習指導要領等の改訂について

学習指導要領改訂の方向性

新しい時代に必要となる資質・能力の育成

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な知識や力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた 教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共
(仮称)」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を
構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

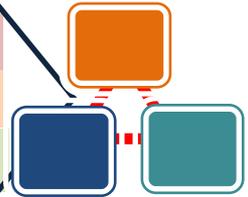
生きて働く知識・技能の習
得など、新しい時代に求
められる資質・能力を育成

知識の力を削減せず、質
の高い理解を図るための
学習過程の質的改善

主体的な学び

対話的な学び

深い学び



※高校教育については、些末な事実に基づく知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント①

1. 今回の改訂の基本的な考え方

【幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領】

- 社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた指導改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など、初等中等教育全体の改善・充実の方向性を重視。
- 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視。
- 障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実。

2. 教育内容等の主な改善事項

学びの連続性を重視した対応

- 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い※」について、子供たちの学びの連続性を確保する視点から、基本的な考え方を規定。
※当該学年の各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができることや、各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項を前各学年の目標及び内容に替えたりすることができるなどの規定。
- 知的障害者である子供のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理。その際、各部や各段階、幼稚園や小・中学校とのつながりに留意し、次の点を充実。
 - ・ 中学部に二つの段階を新設、小・中学部の各段階に目標を設定、段階ごとの内容を充実
 - ・ 小学部の教育課程に外国語活動を設けることができることを規定
 - ・ 知的障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、相当する学校段階までの小学校等の学習指導要領の各教科の目標及び内容を参考に指導ができるよう規定

特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント②

一人一人に応じた指導の充実

- 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である子供に対する教育を行う特別支援学校において、子供の障害の状態や特性等を十分考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため、障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実するとともに、コンピュータ等の情報機器(ICT機器)の活用等について規定。
 - 【視覚障害】 空間や時間の概念形成の充実
 - 【聴覚障害】 音声、文字、手話、指文字等を活用した意思の相互伝達の充実
 - 【肢体不自由】 体験的な活動を通じた的確な言語概念等の形成
 - 【病弱】 間接体験、疑似体験等を取り入れた指導方法の工夫
- 発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」などを規定。

自立と社会参加に向けた教育の充実

- 卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定。
- 幼稚部、小学部、中学部段階からのキャリア教育の充実を図ることを規定。
- 生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定。
- 障害のない子供との交流及び共同学習を充実（心のバリアフリーのための交流及び共同学習）
- 日常生活に必要な国語の特徴や使い方〔国語〕、数学を学習や生活で生かすこと〔算数、数学〕、身近な生活に関する制度〔社会〕、働くことの意義、消費生活と環境〔職業・家庭〕など、知的障害者である子供のための各教科の内容を充実。

実施スケジュール

- ・ 幼稚部：30年度、小学部：32年度、中学部：33年度、高等部：34年度入学者から実施予定。

小学校学習指導要領等における特別支援教育の充実

幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領において、以下のとおり、特別支援教育に関する記述を充実。

- 個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を**組織的かつ継続的**に行う。
- 特別支援学級及び通級による指導に関する教育課程編成の基本的な考え方を示す。
- 家庭，地域及び医療や福祉，保健，労働等の業務を行う関係機関との連携を図り，長期的な視点での児童への教育的支援を行うために，**個別の教育支援計画を作成，活用**に努める。また，各教科等の指導に当たって，個々の児童生徒の実態を的確に把握し，**個別の指導計画を作成，活用**に努める。特に，**特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については**，個別の教育支援計画及び個別の指導計画を**全員作成**。
- **各教科等に学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫。**
- **障害者理解教育，心のバリアフリーのための交流及び共同学習。**

上記のほか，中央教育審議会答申（平成28年12月）において，高等学校学習指導要領において，次の点を提言。

- **高等学校における通級による指導の制度化（平成30年度から）**に当たり，通級による指導に係る単位認定の在り方を示す。

**各教科等の内容に関する事項の
取扱い及び
指導計画の作成について**

各教科等の内容等に関する事項の取扱い

第1章総則 第3節教育課程の編成

3 教育課程の編成における共通的事項

(1) 内容等の取扱い

ア 第2章以下に示す各教科，道徳科，外国語活動，特別活動及び自立活動の内容等に関する事項は，特に示す場合を除き，いずれの学校においても取り扱わなければならない。

(御参考)「特に示す場合」について

- 第2章以下
- 第1章 総則

第8節 重複障害者等に関する教育課程の
取扱い

(御参考)「特に示す場合」について

重複障害者等に関する教育課程の取扱い

- 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができること。
- 中学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を，当該各教科に相当する小学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって，替えることができること。

(御参考)「特に示す場合」について

重複障害者等に関する教育課程の取扱い

- 幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができること。
- 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳科、外国語活動 若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができるものとする。

重複障害者等に関する教育課程の取扱い

児童生徒の障害の状態等に応じた教育課程を編成できるよう、教育課程の取扱いを規定。

[小学部・中学部 第1章総則 第8節]

知的障害者
である児童
生徒の場合

通常の
教育課程

障害の状態により特に必要がある場合
〔特別支援学校（知的障害）の場合も含む〕

知的障害を併せ有する
児童生徒の場合

重複障害者のう
ち、障害の状態
により特に必要
がある場合

■「中学部」の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者は、中学校学習指導要領第2章に示す各教科の目標及び内容並びに小学校学習指導要領第2章に示す各教科の一部を取り入れることができる。

■各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

■各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができる

■各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該学年の前各学年の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができる

■道徳科の各学年の内容の一部又は全部を、当該学年の前各学年の内容の一部又は全部によって替えることができる

■各教科の各領域ねらい及び内容の一部を取り入れる

■視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者のための小学部の外国語科について、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる

■「中学部」の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する「小学部」の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって替えることができる

■「各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部」を、知的障害を有する児童生徒のための「各教科の目標及び内容の一部又は全部」によって替えることができる

■小学部の外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、「知的障害を有する児童のための外国語活動の目標及び内容の一部又は全部」によって替えることができる

■「各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部」又は「各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間」に替えて、自立活動を主として指導を行うことができる

上記の取扱いを適用する際の留意点（学年又は段階の目標の系統性や内容の関連）を規定。

各教科等の内容等に関する事項の取扱い

第1章総則 第3節教育課程の編成

3 教育課程の編成における共通的事項

(1) 内容等の取扱い

カ 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部においては、生活、国語、算数、音楽、
図画工作及び体育の各教科、道徳科、特別活動並びに
自立活動については、全ての児童に履修させるものとする。また、外国語活動については、児童や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。

各教科等の内容等に関する事項の取扱い

第1章総則 第3節教育課程の編成

3 教育課程の編成における共通的事項

(1) 内容等の取扱い

キ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部においては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動については、特に示す場合を除き、全ての生徒に履修させるものとする。また、外国語科については、生徒や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。

「教育課程」と「指導計画」の接続

学習指導要領を踏まえて「教育内容」を明確にする段階（核となるカリキュラムの明確化）

達成を目指して

学校教育目標

- 育成すべき資質・能力
- めざす児童生徒像の明確化
- 卒業までに身に付けてほしい力の検討

何を

学習指導要領に示す各教科等の目標・内容等

① 指導内容の選択

- 基礎的・基本的な指導内容の明確化
- 指導内容の精選・重点を置くべき指導内容の明確化

② 指導内容の組織

- 発展的、系統的に指導内容を配列・組織
- 各教科等間の指導内容の相互の関連

③ 授業時数の配当

- 各教科等の年間授業時数を定める
- 学期、月、週ごとの各教科等の授業時数を定める
- 各教科等の授業の1単位時間を適切に定める

教育内容等を踏まえて「指導計画」を作成する段階（実施するカリキュラムの作成）

どのように

指導の形態ごとに指導計画の作成

① 指導の形態の選択

各教科等別指導、各教科を合わせた指導、各教科等を合わせた指導

② 指導内容の組織、時数の配分

年間計画、学期計画、月・週計画、単元（題材）計画等

③ 時間割の編成

学習グループ、指導体制の検討

④ 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成

指導計画の作成

第1章総則 第3節教育課程の編成

3 教育課程の編成における共通的事項

(3) 指導計画の作成に当たっての配慮事項

ア 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

指導計画の作成

第1章総則 第3節教育課程の編成

3 教育課程の編成における共通的事項

(1) 内容等の取扱い

ク 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、各教科の指導に当たっては、各教科の段階に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。その際、小学部は6年間、中学部は3年間を見通して計画的に指導するものとする。

各教科等を合わせた指導における指導計画の作成

第1章総則 第3節教育課程の編成

3 教育課程の編成における共通的事項

(3) 指導計画の作成に当たっての配慮事項

(才) 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行う場合、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。また、各教科等の内容の一部又は全部を合わせて指導を行う場合には、授業時数を適切に定めること。

第4章 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科

第2節 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における指導の特徴について

3 指導の形態について

(3) 各教科等を合わせて指導を行う場合

ウ 生活単元学習

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習するものである。

生活単元学習では、広範囲に各教科等の目標や内容が扱われる。

生活単元学習の指導では、児童生徒の学習活動は、実際の生活上の目標や課題に沿って指導目標や指導内容を組織されることが大切である。

生活単元学習の指導計画の作成に当たっては、以下のような点を考慮することが重要である。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領解説(各教科等編)

- (7) 単元は、実際の生活から発展し、児童生徒の知的障害の状態や生活年齢等及び興味や関心を踏まえたものであり、個人差の大きい集団にも適合するものであること。
- (イ) 単元は、必要な知識や技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等の育成を図るものであり、生活上の望ましい態度や習慣が形成され、身に付けた指導内容が現在や将来の生活に生かされるようにすること。
- (ウ) 単元は、児童生徒が指導目標への意識や期待をもち、見通しをもって、単元の活動に意欲的に取り組むものであり、目標意識や課題意識、課題の解決への意欲等を育む活動をも含んだものであること。
- (エ) 単元は、一人一人の児童生徒が力を発揮し、主体的に取り組むとともに学習活動の中で様々な役割を担い、集団全体で単元の活動に協働して取り組めるものであること。
- (オ) 単元は、各単元における児童生徒の指導目標を達成するための課題の解決に必要なかつ十分な活動で組織され、その一連の単元の活動は、児童生徒の自然な生活としてのまとまりのあるものであること。
- (カ) 単元は、各教科等に係る見方・考え方を生かしたり、働かせたりすることのできる内容を含む活動で組織され、児童生徒がいろいろな単元を通して、多種多様な意義のある経験ができるよう計画されていること。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領解説(各教科等編)

(カ) 単元は、各教科等に係る見方・考え方を生かしたり、働かせたりすることのできる内容を含む活動で組織され、児童生徒がいろいろな単元を通して、多種多様な意義のある経験ができるよう計画されていること。

(カ) 単元は、豊かな内容を含む活動で組織され、児童生徒がいろいろな単元を通して、多種多様な経験ができるよう計画されていること。（現行）

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領解説(各教科等編)

(イ) 単元は、必要な知識や技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等の育成を図るものであり、生活上の望ましい態度や習慣が形成され、身に付けた指導内容が現在や将来の生活に生かされるようにすること。

(イ) 単元は、必要な知識・技能の獲得とともに、生活上の望ましい習慣・態度の形成を図るものであり、身に付けた内容が生活に生かされるものであること。(現行)

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領解説(各教科等編)

生活単元学習の指導では、児童生徒の学習活動は、実際の生活上の目標や課題に沿って指導目標や指導内容を組織されることが大切である。

生活単元学習では、広範囲に各教科等の目標や内容が扱われる。

単元は、各教科等に係る見方・考え方を生かしたり、働かせたりすることのできる内容を含む活動で組織

単元は、必要な知識や技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等の育成を図るもの

各教科等を合わせて指導を行う場合の授業時数

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領解説（各教科等編）

第4章 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う

特別支援学校の各教科

第2節 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う

特別支援学校における指導の特徴について

4 指導内容の設定と授業時数の配当

各教科等を合わせて指導を行う場合の授業時数

(略) 各教科等を合わせて指導を行う場合において、取り扱われる教科等の内容を基に、児童生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定し、指導内容に適した時数を配当するようにすることが大切である。

指導に要する授業時数をあらかじめ算定し、関連する教科等を教科等別に指導する場合の授業時数の合計と概ね一致するように計画する必要がある。

学習評価について

13文科初第193号より

小学校児童指導要録，中学校生徒指導要録，高等学校生徒指導要録，中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校，聾（ろう）学校及び養護学校の小学部児童指導要録，中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について（通知）

13文科初第193号 平成13年4月27日

13文科初第193号より

盲学校，聾学校及び養護学校の指導要録について

児童生徒の障害の状態等に応じた指導の目標の

実現状況の評価や個人内評価を重視することとし，

「自立活動」の欄の設定，個別の指導計画を

踏まえた評価の推進，教育課程や学習指導の状況

及び障害の重度・重複化や多様化等に応じた

適切な記録の充実などの改善を図る。

個人内評価

子どもたち一人一人のよい点や可能性，進歩の状況
について評価するもの

「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」

（H22年1月教育課程部会報告）より

特別支援学校における学習評価の基本的な考え方

「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」

（H22年1月教育課程部会報告）より

特別支援学校における学習評価の考え方は、基本的に小・中・高等学校における学習評価の考え方と変わらないが、実際の学習評価に当たっては、児童生徒の障害の状態等を十分理解し、児童生徒一人一人の学習状況を一層丁寧に把握する工夫が求められている。

特別支援学校における学習評価の基本的な考え方

特に自立活動の指導や重複障害のある児童生徒に対する指導，知的障害のある児童生徒に対する指導は，児童生徒一人一人の障害の状態等に応じて個別に設定した指導目標や指導内容に基づいて行われており，その学習状況について評価を行うことになる。

様式2 (指導に関する記録)

児童氏名	学校名	区分	学年	1	2	3
		学級				
		整理番号				

各教科・特別活動・自立活動の記録					
学年 教科等	1	2	3	4	5
生活					
国語					
自立活動					

知的障害のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、教育課程や学習状況に応じ、各教科・特別活動・自立活動についてそれぞれの区分ごとに書かず、まとめて記入できるようになっている。

22文科初第1号より

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）

22文科初第1号 平成22年5月11日

22文科初第1号より

【別紙1】 小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等

児童の障害の状態等に即して、学校教育法施行規則第130条の規定に基づき各教科の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合又は各教科，道徳，外国語活動，特別活動及び自立活動の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年文部科学省告示第36号）第1章第2節第5の規定（重複障害者等に関する教育課程の取扱い）を適用した場合にあっては，その教育課程や実際の学習状況を考慮し，各教科等を合わせて記録できるようにするなど，必要に応じて様式等を工夫して，その状況を適切に記入する。

22文科初第1号より

各教科の学習の記録

特別支援学校（知的障害）小学部における各教科の学習の記録については、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示す小学部の各教科の目標，内容に照らし，具体的に定めた指導内容，実現状況等を文章で記述する。

中教審第197号より

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）（中教審第197号）

平成28年12月21日 中央教育審議会

中教審第197号より

(2) 具体的な改善事項

② 知的障害者である児童生徒に対する教育課程

児童生徒一人一人の学習状況を多角的に評価するため、各教科の目標に準拠した評価の観点による学習評価を導入し、学習評価を基に授業評価や指導評価を行い、教育課程編成の改善・充実に生かすことのできるPDCAサイクルを確立することが必要である。

目標に準拠した評価について

学習指導要領に示す目標に照らしてその実現の状況を見る評価。（過去には「絶対評価」とも言われてきた。）

- ・ 学習指導要領に示した内容を確実に習得したかどうかの評価を一層徹底するため
- ・ 児童生徒一人一人の進歩の状況や教科の目標の実現状況を的確に把握し、学習指導の改善に生かすため など

評価の観点について

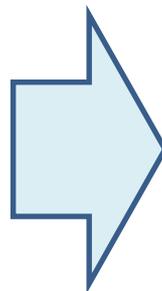
【現行の観点】

関心・意欲・態度

思考・判断・表現

技能

知識・理解



今後の動向に要留意

知識・技能

思考力、判断力、
表現力等

学びに向かう力、
人間性等

評価を適切に進めていくために

第1章総則 第4節教育課程の実施と学習評価

3 学習評価の充実

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) (次からのスライドで説明します)

(2) ((1)の説明の後、説明します)

(3) ((2)の説明の後、説明します)

評価を適切に進めていくために

- (1) 児童又は生徒のよい点や可能性，進歩の状況などを積極的に評価し，学習したことの意味や価値を実感できるようにすること。また，各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から，単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して，学習の過程や成果を評価し，指導の改善や学習意欲の向上を図り，資質・能力の育成に生かすようにすること。

評価を適切に進めていくために

(1) 児童又は生徒のよい点や可能性、進歩の状況
などを積極的に評価し、学習したことの意義や
価値を実感できるようにすること。（続く）

- 教師が学習の成果を的確に捉え、指導の改善を図る。
- 児童生徒が自らの学習を振り返って、次の学習に向かえるようにする。

評価を適切に進めていくために

(1)の続き)

また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。

評価を適切に進めていくために

((1)の続き)

単元や題材など内容や時間のまとまりを見通し

- 1 単位時間の授業の中で、全てを評価しようとするものではない。

評価を適切に進めていくために

((1)の続き)

評価の場面や方法を工夫し

- 例えば、年間指導計画を検討する際、それぞれの単元（題材）において、評価に係る最適の時期や方法を、観点ごとに整理することが重要。

（評価規準の作成のための参考資料（小学校））

国立教育政策研究所 より

評価を適切に進めていくために

- これにより、評価すべき点を見落としていないかを確認するだけでなく、必要以上に評価機会を設けることで、評価資料の収集・分析に多大な時間を要するような事態を防ぐことができ（略）

（評価基準の作成のための参考資料（小学校））

国立教育政策研究所 より

評価を適切に進めていくために

学習の過程や成果を評価し、

- ・ 学校と家庭等とが連携を図り、児童の学習過程について、相互に共有するとともに、児童が学習の成果を現在や将来の生活に生かすことができるよう配慮するものとする。

指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い（小学部）より

※ 中学部も同内容

評価を適切に進めていくために

(2) 各教科等の指導に当たっては、個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるようにすること。

- ・ 児童生徒にとって適切な計画であるかどうかは、実際の指導を通して明らかになるもの

評価を適切に進めていくために

- 各授業や個別の指導計画の計画（Plan）－実践（Do）－評価（Check）－改善（Action）のサイクルの中で蓄積される児童生徒一人一人の学習評価に基づき、教育課程の評価・改善に臨むカリキュラム・マネジメントを実現する視点が重要である。

評価を適切に進めていくために

(3) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて児童又は生徒の学習の成果が円滑に接続されるよう工夫すること。

- ・ 学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、例えば、評価規準や評価方法等を明確にすること、評価結果について教師同士で検討すること、実践事例を蓄積し共有していくこと、授業研究等を通じ評価に係る教師の力量の向上を図ることなどに、学校として組織的かつ計画的に取り組むことが大切

評価を適切に進めていくために

- 学校が保護者に，評価に関する仕組みについて事前に説明したり，評価結果についてより丁寧に説明したりするなどして，評価に関する情報をより積極的に提供し保護者の理解を図ることも信頼性の向上の観点から重要
- 学年や学校段階を越えて児童生徒の学習の成果が円滑に接続されるようにすることは，学習評価の結果をその後の指導に生かすことに加えて，児童生徒自身が成長や今後の課題を実感できるようにする観点からも重要

カリキュラム・マネジメントの 実現に向けて

特別支援学校学習指導要領(小学部・中学部)

第1章 総則

第2節 小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割

4 各学校においては、児童又は生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、(1)教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科横断的な視点で組み立てていくこと、(2)教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、(3)教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと(以下「カリキュラム・マネジメント」という。)に努めるものとする。その際、(4)児童又は生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、第3節の3の(3)のイに示す個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫すること。

カリキュラム・マネジメントの三つの側面

児童又は生徒や学校、地域の実態を適切に把握

カリキュラム・マネジメントの
三つの側面

- (1) 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科横断的な視点で組み立てていく

各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた**教科横断的な視点**で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。

- (2) 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていく

教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連の**PDCAサイクルを確立**すること。

- (3) 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていく

教育内容と、教育活動に必要な**人的・物的資源等を、地域等の外部の資源**も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。

- (4) 児童又は生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、第3節の3の(3)のイに示す**個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫**すること。

特別支援
学校では

カリキュラム・マネジメントの推進に向けて

第1章総則 第3節教育課程の編成

3 教育課程の編成における共通的事項

(1) 内容等の取扱い

ア 第2章以下に示す各教科，道徳科，外国語活動，特別活動及び自立活動の内容等に関する事項は，特に示す場合を除き，いずれの学校においても取り扱わなければならない。

カリキュラム・マネジメントの推進に向けて

自校の教育課程を点検して、

- ・ 指導計画の中に、各教科等の内容に関する事項が、**基**となって扱われていますか。
- ・ **基**となって扱われていない各教科等の内容に関する事項があったとして、どこか別のところで扱えるところはないでしょうか。

不断の見直し・改善が求められています。

評価を適切に進めていくために

(2) 各教科等の指導に当たっては、個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるようにすること。

- ・ 児童生徒にとって適切な計画であるかどうかは、実際の指導を通して明らかになるもの

評価を適切に進めていくために

- 各授業や個別の指導計画の計画（Plan）－実践（Do）－評価（Check）－改善（Action）のサイクルの中で蓄積される児童生徒一人一人の学習評価に基づき、教育課程の評価・改善に臨むカリキュラム・マネジメントを実現する視点が重要である。